



水銀大気排出抑制対策について (第一次報告書案)に関する パブリックコメントについて

中央環境審議会の専門委員会が、大気中に排出される水銀について、規制対象施設や排出基準などを検討した報告書案をとりまとめました。

報告書案は、「水銀に関する水俣条約」に基づく水銀の排出規制を我が国が実施していくために講じるべき措置を検討したものです。

本案については、平成 28 年 4 月 19 日に開催された同専門委員会(第 4 回)において、「水銀大気排出抑制対策について(第一次報告書案)」がとりまとめられ、パブリックコメントの募集が行われていました。

なお、要排出抑制施設における自主的取組の状況の把握・評価の在り方については、第二次報告書として別途とりまとめる予定です。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 4 月 28 日付 環境省報道発表資料
分析技術箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 食品健康影響評価の結果への対応方針\(案\)について](#)
- [2. 水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類見直し\(案\)について](#)
- [3. 水道原水での検出濃度が高い農薬への対応について\(案\)について](#)
- [4. 東京都 VOC 対策ガイドを改定](#)
- [5. 「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」の一部を改正する案に対する意見の募集](#)
- [6. 廃棄物処理法の見直し](#)

「地下水保全」ガイドラインについて

平成 26 年 7 月に施行された水循環基本法の基本理念を受けて、環境省では地下水マネジメントを計画的に推進するため、地方公共団体等の地下水保全施策の手引きとして『「地下水保全」ガイドライン～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～』を取りまとめました。

ガイドラインの基本理念

- ①地下水の公共性
- ②健全な水循環の維持・回復
- ③地下水域の総合的な保全管理
- ④地下水循環・機能の保全と維持可能な地下水利用
- ⑤水文化の継承

保全対象とする地下水

流動地下水及び湧水を保全対象とする。

地下水の保全と持続可能な利用のための要点

- ①地下水環境に応じた保全管理：地域の環境に応じた方法で実施
- ②体制づくり：意思決定機関が長期基本計画を作成⇒行政・事業者等が行動計画を策定
- ③流域連携と住民参加：流域の事業者、住民が参加する一体的活動、官学連携も有効
- ④先進事例における知見の活用：地下水利用地域の先進事例を参考に施策・方策を検討
- ⑤地域特有の水文化及び産業の継承：地域産業継続のための保存施策、継承策の実施
- ⑥次世代教育：住民と情報を共有化し、次世代に引き継ぐ

地下水保全管理手法

調査・観測とモニタリングは、地下水の状態把握に必要不可欠です。モニタリング項目としては、一般的に広域の地盤沈下量、地下水位、地下水採取量、水質などがあります。その他の測定項目としては、水温、塩分濃度、電気伝導度が考えられます。

当社では、地下水の水質調査において実績があります。各地域の地下水データを収集するための調査をお考えの際は、お気軽にお問い合わせください。

資料 5 月 19 日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 坂田旭子



“水道法水質基準全項目”等においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

この度、当社では“水道法水質基準全項目(51 項目)及びサンプリングについて、試験所の国際規格(ISO/IEC 17025)の認定範囲拡大が認定機関である JAB に承認されました。これにより、当社の認定取得範囲が今までの化学試験、放射能・放射線試験に食品試験が追加となりました。

お問合せはこちら